

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策】

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている個人の方や世帯を対象に、国、県及び本市独自の支援策を実施してきました。

1 生活支援臨時特別給付金 ※市独自の支援

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の影響により減収し、以下の要件を満たす世帯

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯
- ・直近の世帯収入月額が基準額（住民税非課税相当額）以下の世帯
- ・世帯員の預貯金の合計が基準額以下の世帯
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付の対象とならない世帯
- ・生活保護を受給していない世帯

(2) 給付額

子育て世帯に8万円、それ以外の世帯に5万円を、1世帯につき1回給付

(3) 時期

令和2年8月3日～令和3年9月30日

(4) 状況

期間	申請件数(件)	決定件数(件)	給付額(千円)
令和2年度	185	175	9,590
令和3年度	633	627	37,320

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(1) 対象

社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付を上限まで利用し、収入、預貯金が基準額以下などの一定の要件を満たす世帯

(2) 内容

単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

(3) 時期

令和3年7月12日～令和4年12月31日

(4) 状況

期間	申請件数(件)	決定件数(件)	給付額(千円)
令和3年度	166	165	35,980
令和4年度	69	69	42,220

3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金等

(1) 対象

- ① 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② 令和4年度新たに住民税均等割が非課税となった世帯
- ③ 家計急変世帯

(2) 給付額

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 1世帯あたり10万円（1回のみ）
- 住民税非課税世帯等暖房費（光熱費）助成 1世帯あたり5千円（1回のみ）
※住民税非課税世帯等臨時特別給付金に上乗せして助成
※暖房費：R4.2より 光熱費：R4.7より

(3) 時期

令和4年2月1日～9月30日

(4) 状況

期間	給付件数(件)	給付額(千円)
令和3年度	11,747	1,233,435
令和4年度	2,249	236,145

4 物価高騰緊急支援給付金

(1) 対象

① 国事業分

- ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・ 家計急変世帯

② 市単独事業分

- ・ 令和4年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯
- ・ 令和4年度分の住民税が非課税で、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯であり、かつ経済的に困窮している世帯

(2) 給付額

1世帯あたり5万円（1回のみ）

(3) 時期

令和4年11月28日～令和5年1月31日

(4) 状況

区 分		給付件数	給付額（千円）
国事業分	非課税世帯	12,454	622,700
	家計急変世帯	119	5,950
市単独事業分	均等割のみ課税世帯等	3,872	193,600

5 介護保険料の減免

(1) 対象

次の①または②に当てはまる第1号被保険者の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和4年度分の介護保険料

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年における事業収入等が令和3年に比べて10分の3以上の減少が見込まれ、かつ収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者

(2) 内容

対象①に該当する場合 全額免除

対象②に該当する場合 一部減額（事業の廃止、失業の場合は全額免除）

表1

対象保険料 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) は、減免対象年度の保険料
(B) は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和2年の所得額
(C) は、主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額

表2

主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額等	減免割合
210万円以下 又は事業等の廃止、失業	10分の10
210万円超	10分の8

一部減免額は、下記の表1 対象保険料額に表2 減免割合を乗じた金額

(3) 時期

令和4年7月1日より申請受付開始

(4) 状況

年度	件数(件)	減免額(円)
令和4年度	4	299,300

6 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

(1)内容

○対象者

①令和4年4月分児童扶養手当受給者（申請不要）

②公的年金受給者

③家計急変者

○支給額：児童1人あたり一律5万円

(2)申請期間

○令和4年6月20日～ 令和5年2月28日

(3)申請の状況

区分	申請件数(件)	給付決定件数(件)	給付額(千円)
①児童扶養手当受給者	—	1,078	80,500
②公的年金受給者	13	13	1,000
③家計急変者	12	12	1,000

予算額（千円）	執行額（千円）	予算執行率（％）
87,100	82,500	94.7

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

7 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外のその他世帯分）

(1)内容

○対象者

①-a 令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分住民税均等割非課税者（申請不要）

①-b 令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分住民税均等割非課税の公務員（要申請）

②①のほか、対象児童〔※18歳年度末までの子（障がい児は20歳未満）〕の養育者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・ 令和4年度分住民税均等割非課税者
- ・ 家計急変者

※令和4年4月以降、令和5年2月末までに生れる新生児も対象

○支給額：児童1人あたり一律5万円

(2)申請期間

○令和4年6月20日～ 令和5年2月28日

(3)申請の状況

区 分	申請件数(件)	給付決定件数(件)	給付額(千円)
①-a 児童手当・特別児童扶養手当(4月分)受給者	—	465	44,350
①-b 児童手当・特別児童扶養手当(4月分)受給者(公務員)	3	3	200
② 15歳以上児童養育者	49	49	2,650
②家計急変者	8	8	1,200

予算額(千円)	執行額(千円)	予算執行率(%)
53,650	48,400	90.2

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

8 子育て世帯物価高騰緊急支援給付金

(1)内容

○対象者

令和5年3月31日時点で18歳未満である、令和4年10月31日に本市に住民登録があるか、令和5年3月31日までの間に本市に住民登録をした児童を養育している保護者 等

○支給額：児童1人あたり2万円

(2)申請期間

○令和4年11月28日～ 令和5年5月1日

(3)支給の状況

区分	申請件数（件）	給付決定件数（件）	給付額（千円）
令和4年度			
申請不要	—	9,771	339,280
申請による支給	393	393	9,200
令和5年度			
申請による支給	78	78	1,780

※申請不要の対象者は12/22から支給開始

※申請による支給対象者は1/31から支給開始

期間	予算額（千円）	執行額（千円）	予算執行率（%）
令和4年度	356,000	348,480	97.9
繰越明許	4,000	1,780	44.5

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋

9 傷病手当金

(1) 対象

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者のうち被用者（給与を受けている人）で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、就労ができなくなった方（※ただし、令和5年5月7日までに感染、または発熱等の症状があり感染の疑いがある場合に限る。）

(2) 内容

療養のために就労ができなくなった日から起算して、連続して3日を経過した日から支給対象となり、就労できなくなった期間のうち、就労を予定していた日数分を下記の計算により支給

$$\boxed{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数}$$

(3) 時期

令和2年4月より申請受付開始

(4) 状況

年度	支給件数（件）	支給額（円）
令和2年度	0	0
令和3年度	3	119,716
令和4年度	45	1,011,743

10 国民健康保険税の減免

(1) 対象

ア 減免

次の①または②に当てはまる世帯の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和3年度及び令和4年度分の国民健康保険税

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病

を負った世帯

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年における事業収入等が令和3年に比べて10分の3以上の減少が見込まれ、かつ令和3年の所得の合計額が1,000万円以下で収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である世帯

イ 徴収猶予（徴収猶予の特例制度）

令和2年2月1日から令和3年2月1日までの間の納期限が設定された令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税について、新型コロナウイルスの影響で事業収入等の減少額が、令和2年2月1日から徴収猶予を受けようとする保険税の納期限までの間における、1月以上の連続した期間の収入金額と、当該期間の初日の1年前の日から末日の1年前の日までの期間（任意の期間）の収入金額の差額の減少額が概ね10分の2以上で、一時に納税を行うことが困難である方

(2) 内容

ア 減免

対象①に該当する場合 全額免除

対象②に該当する場合 一部減額（事業の廃止、失業の場合は全額免除）

一部減免額は、表1対象保険料額に表2減免割合を乗じた金額

表1

対象保険税 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) は、減免対象年度の保険税
(B) は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年の所得額
(C) は、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の所得の合計額

表2

主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額	減免割合
300万円以下 又は事業等の廃止、失業	10分の10
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

イ 徴収猶予

申請により納付が困難と認められる金額を限度として1年間（延滞金なし）

(3) 時期

ア 減免

令和2年5月29日より申請受付開始

（令和4年度の申請は令和4年7月11日より開始）

イ 徴収猶予

令和2年5月1日より申請受付開始

(4) 状況

ア 減免

賦課年度	件数(件)	減免額(円)
令和元	13	235,200
令和2	143	24,447,100
令和3	88	13,672,900
令和4	12	2,384,400

イ 徴収猶予

賦課年度	件数(件)	猶予金額(円)
令和元	2	172,000
令和2	18	1,458,400

11 後期高齢者医療保険料の減免・猶予

(1) 対象

ア 減免

次の①または②に当てはまる世帯の被保険者の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和3年度及び令和4年度の後期高齢者医療保険料

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年における事業収入等が令和3年に比べて10分の3以上の減少が見込まれ、かつ令和3年の所得の合計額が1,000万円以下で収入減少が見込まれる種類以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である世帯

イ 徴収猶予

令和3年2月1日から令和3年7月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定された令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療保険料で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が、令和3年2月1日から徴収猶予を受けようとする保険料の普通徴収の納期限（特別徴収の場合に特別徴収対象年金給付の支払日）までの間における、1月以上の連続した期間の収入金額と、当該期間の初日の1年前の日から末日の1年前の日までの期間（任意の期間）の収入金額の差額の減少額が10分の2以上で、保険料を一時に納付することが困難である場合

(2) 内容

ア 減免

対象①に該当する場合 全額免除

対象②に該当する場合 一部減額（事業の廃止、失業の場合は全額免除）

一部減免額は、表1対象保険料額に表2減免割合を乗じた金額

表1

対象保険料 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) は、減免対象年度の保険料
(B) は、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和2年の所得額
(C) は、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の所得の合計額

表2

主たる生計維持者の 令和2年の合計所得金額等	減免割合
300万円以下 又は事業等の廃止、失業	10分の10
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

イ 徴収猶予

申請により納付が困難と認められる金額を限度として1年以内の期間（延滞金なし）

(3) 時期

令和2年5月28日より申請受付開始

(4) 状況

ア 減免

賦課年度	件数(件)	減免額(円)
令和元	6	40,000
令和2	18	819,500
令和3	5	209,600

イ 徴収猶予

実績なし

1.2 障がい者PCR検査助成事業

(1) 対象

次の要件を満たし、検査を希望する方。

- ①本市が援護する障がい者で、新たに障がい者施設に入所される方
- ②市が指定する検査医療機関でPCR検査が可能なる方

(2) 状況

年度	実施件数(件)
令和4	1

1.3 出産・子育て応援給付金

(1) 内容

妊娠届や出生届の妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連品等購入に係る費用を助成する

① 出産応援給付金

- 対象者：令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦
- 支給額：妊婦1人当たり一律5万円
- 申請期間：妊娠中（特例は令和5年7月31日まで）

②子育て応援給付金

○対象者：令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者

○支給額：児童1人当たり一律5万円

○申請期間：生後4か月頃まで

③出産・子育て応援給付金（①と②の合算※令和4年度のみの特例）

○対象者：令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の養育者

○支給額：10万円（※双子を出生の場合は15万円）

○申請期間：令和5年7月31日まで

(2) 事業開始

令和4年2月1日

(3) 申請状況

区 分	申請件数(件)	給付決定件数(件)	給付額(千円)
①出産応援給付金	388	388	19,400
②子育て応援給付金	—	—	0
③出産・子育て応援給付金	504	504	50,500

※②は令和5年度予算にて対応

（出産から2か月頃に実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」での面談が必要になる）

予算額（千円）	執行額（千円）	予算執行率（%）
96,000	69,900	72.8

※予算額は「給付金」の額のみ抜粋